

電子委任状の普及を促進するための基本的な指針解説の改訂

情報通信政策課

法人の代表者等が使用人等に代理権を与えた旨を表示する「電子委任状」の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、法人等の委託を受けて電子委任状を保管し、関係者に提示等する「電子委任状取扱業務」の認定の制度を設けること等により、電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図る。

主な規定

○ 電子委任状等の定義

- ・「電子委任状」とは、法人の代表者等が使用人等に代理権を与えた旨を表示する電磁的記録をいう。
- ・「電子委任状取扱業務」とは、代理権授与を表示する目的で、法人等の委託を受けて、電子委任状を保管し、関係者に対し、当該電子委任状を提示し、又は提出する業務をいう。

○ 基本指針

主務大臣（総務大臣及び経済産業大臣）は、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定める。

○ 電子委任状取扱業務の認定

電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、その業務の実施の方法が基本指針において定められた事項に適合していること等の認定を受けることができる。

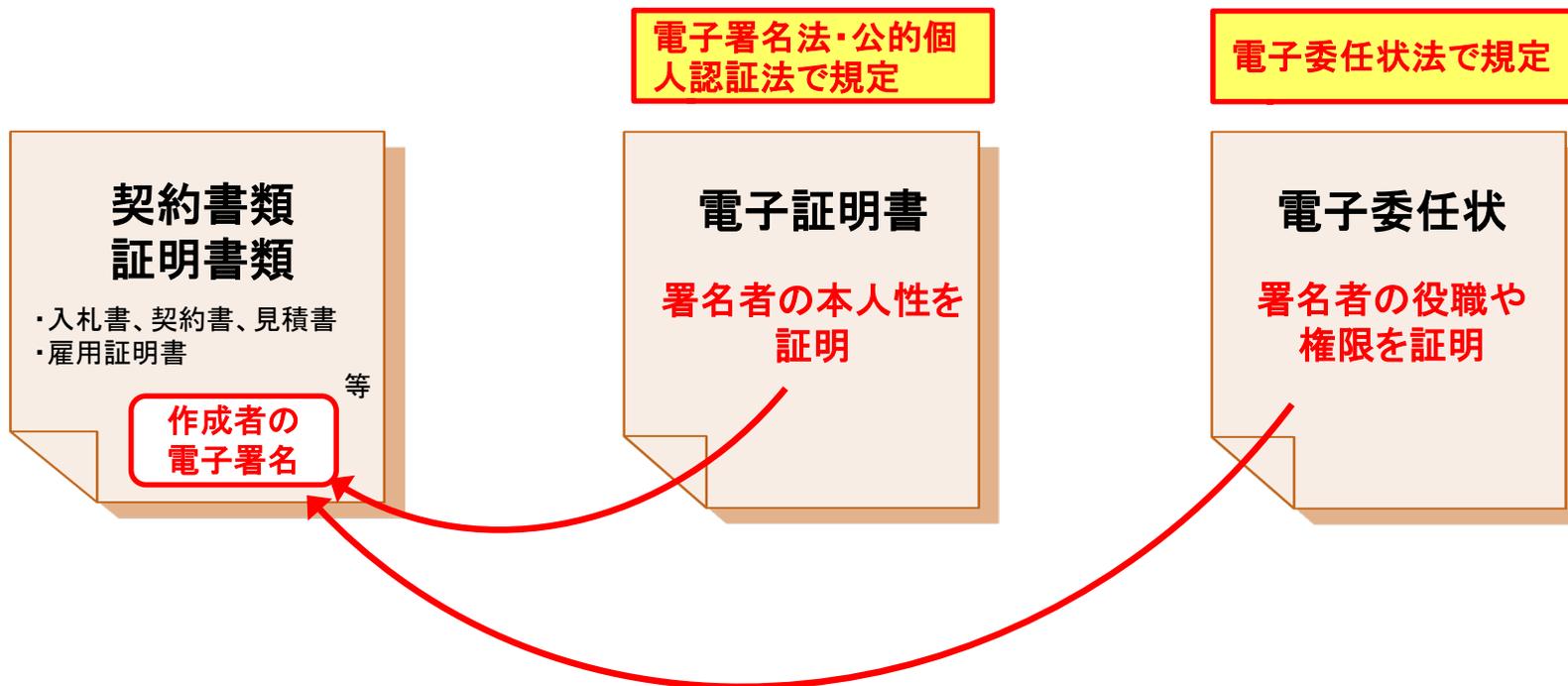
○ 国等の責務

- ・国は、広報活動等を通じて、関係者の電子委任状に関する理解を深めるよう努めなければならない。
- ・国及び地方公共団体は、自らが一方の当事者となる電子契約において他方の当事者となる事業者の電子委任状の利用を促進するために必要な施策の推進に努めなければならない。

施行日

平成30年1月1日（平成29年6月16日公布）

- ◆ 契約書類・証明書類を電子的に作成する場合、作成者が「電子署名」を行う(紙の世界での押印に相当)
- ◆ 電子署名を行った者が確かに本人であることを証明するため、「電子証明書」を添付する(紙の世界での印鑑証明書に相当)
- ◆ 電子署名を行った者の役職や権限を証明するため「電子委任状」を添付する(紙の世界での委任状に相当)



- 総務省及び経済産業省は、平成30年6月27日に電子委任状法施行後初となる電子委任状取扱業務の認定を実施してから、これまでに4事業者5業務に対して認定を実施。

※事業者はすべて電子署名法の認定認証事業者。



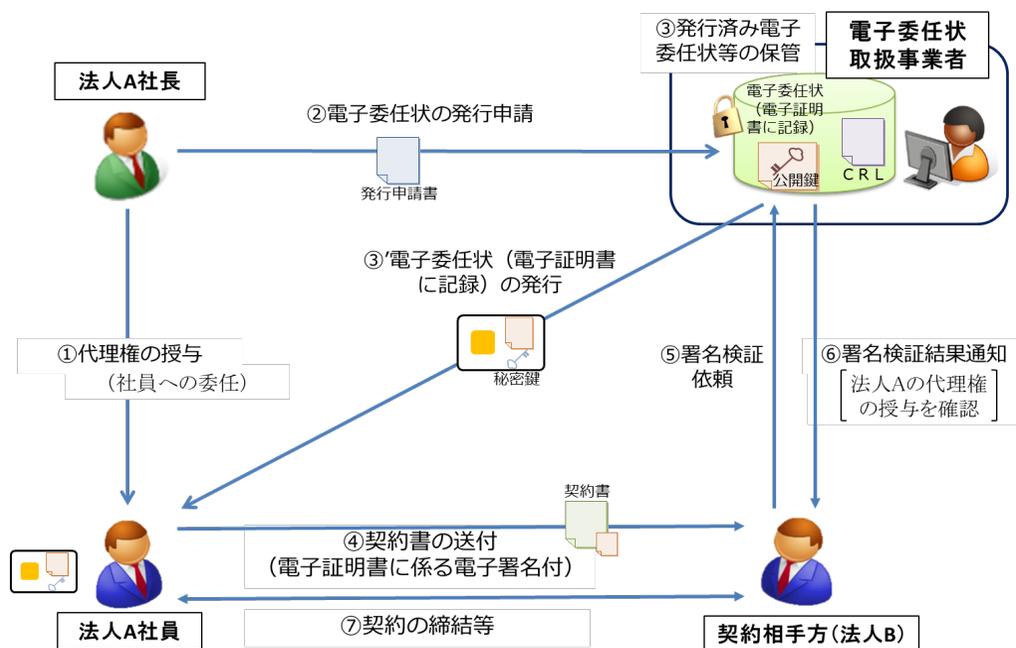
認定番号	認定日	事業者名	電子委任状取扱業務の名称	方式
第1号	H30.6.27	セコムトラストシステムズ株式会社	SECOM Passport for G-ID	電子証明書方式
第2号		株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト	e-Probatio PS2 サービス	電子証明書方式
第3号	R1.10.11	株式会社帝国データバンク	TDB電子認証サービス TypeA	電子証明書方式
第4号	R1.12.17	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	DIACERTサービス	電子証明書方式
第5号			DIACERT-PLUSサービス	電子証明書方式

電子委任状の記録方法

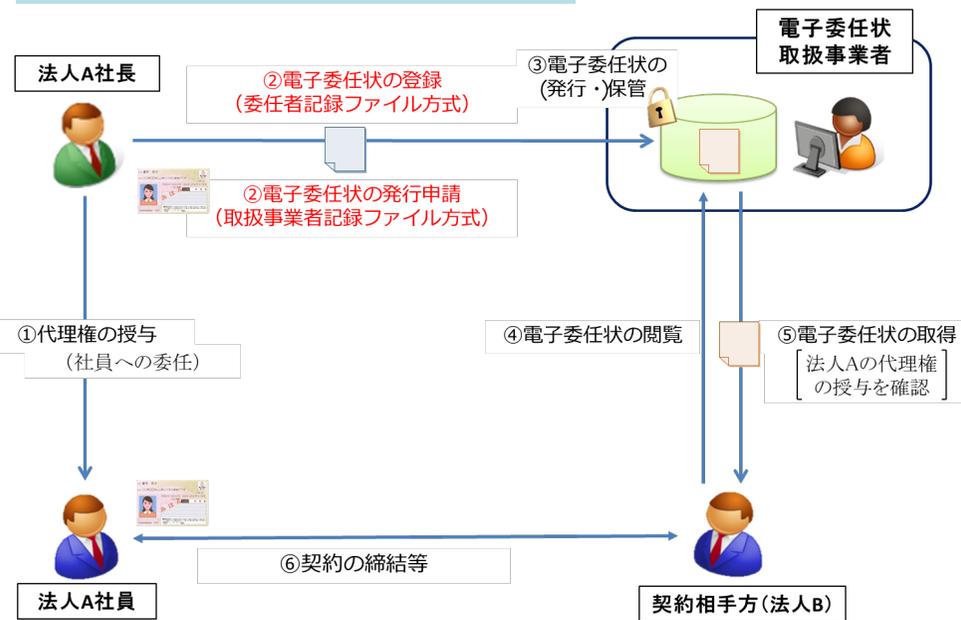
「電子委任状の普及を促進するための基本的な指針」において、電子委任状の記録方法として以下の3つの方式を規定。電子委任状法では各方式それぞれに認定を付与する。

- ① 委任者が自ら作成する方式(委任者記録ファイル方式)
- ② 電子委任状取扱事業者が委任者の委託を受けて受任者の電子証明書に記録する方式(電子証明書方式)
- ③ 電子委任状取扱事業者が委任者の委託を受けて受任者の電子証明書とは別の電磁的記録に記録する方式(取扱事業者記録ファイル方式)

②電子証明書方式



①委任者記録ファイル方式 ③取扱事業者記録ファイル方式



→ ①③の方式では、各種行政手続においてマイナンバーカードを有効に活用することが見込まれる一方、「受任者のマイナンバーカードと委任情報の紐付け方法」と「電子委任状の有効性の検証方法」が具体的に示されていないといった課題があり、令和元年度調査事業で課題解決方法を検証。

- ◆ 令和2年5月12日、行政手続きにおける電子委任状の活用を促進するため、「電子委任状の普及を促進するための基本的な指針解説」を改訂し、HPで公表。
- ◆ 同解説の改訂により、電子委任状の記録方法のうちマイナンバーカードを有効に活用することができる「委任者記録ファイル方式」及び「取扱事業者記録ファイル方式」による電子委任状取扱業務が可能となる。

【主な改訂ポイント】

- ① **マイナンバーカードを用いた電子委任状の取扱いについて更新**
マイナンバーカードは、委任者記録ファイル方式及び取扱事業者記録ファイル方式において効果的に活用できることを記載し、例として取扱事業者記録ファイル方式における契約締結図を掲載。
- ② **電子委任状に記録される情報の記録方法と記載例を更新**
電子委任状を機械的に処理する場合には電子委任状の内容は基本的にXMLファイルに記録することとし、電子委任状の内容をXMLファイルに記録する場合の記載箇所、識別名及び具体的な記載例について更新。
- ③ **受任者と電子委任状の紐付け方法を追記**
受任者と電子委任状を紐付ける方法として、受任者に係る情報で紐付ける方法と受任者が所有する電子証明書を紐付ける方法があることを示し、それぞれの特徴と留意点を追記。マイナンバーカードの署名用電子証明書をを用いる場合には、受任者に係る情報として当該電子証明書の基本4情報のうち、氏名、住所、生年月日を用いることを記載。
- ④ **電子委任状の有効性の検証方法を追記**
有効性の検証方法として、個別確認方式(OCSP方式)を用いて電子委任状取扱事業者が電子署名付きの有効性確認XMLファイルを受領者等に送信する方法を示し、記載例を追記。

今後の予定

- 令和3年5月頃、政府電子調達システム(GEPS)において、電子委任状の利用が開始予定。